

### Ⅲ 平成21年1月分調査における抽出替えに伴うギャップ修正の考え方

#### 1 指数及び増減率

(ギャップ修正)

抽出替え前後の調査結果を単純に時系列比較すると、新母集団により新規・廃止事業所が加味されるため、調査対象事業所に違いがあることから結果に乖離が生じている。これは抽出替えに伴って調査結果に生じるギャップのためである。

本調査では、従来、時系列比較を目的に作成している指数及び増減率については、ギャップの影響を排除し、時系列比較が可能となるように過去に遡って改訂を行っているところである。

賃金指数及び労働時間指数は、新旧調査結果のギャップから計算される値を用いて、平成19年2月分から平成20年12月分までの指数を改訂し、増減率についても、平成19年2月分まで遡って、改訂後の指数から計算したものに改訂する。また、雇用指数は、平成16年2月分まで遡って、改訂後の指数から計算したものに改訂する。

改訂の具体的手順は、2以降に述べるとおりである。

#### 2 賃金及び労働時間指数のギャップ修正

抽出替え月の調査においては、新旧の母集団事業所リストが異なるため、当該調査結果にギャップが生じる。

新調査の結果は、新しい母集団事業所リストから抽出した事業所による結果であるから、新調査の結果がより正確な水準であると考えられる。よって、このギャップを解消することによって、時系列比較が可能となるように指数の修正を行うこととしている。

そこで、新・旧調査結果間のギャップが、前回抽出替えの翌月である平成19年2月～平成21年1月までの間、毎月累積した結果とみなし、平成19年2月まで遡り、各月にギャップを比例配分して調整するという方法で行う。

ギャップ修正による改訂指数及び増減率の算定は以下のように行う。

なお、ギャップ修正を行う期間は、平成19年2月から平成20年12月までである。

##### (1) ギャップ修正 (賃金・労働時間指数)

###### イ 修正期間

平成19年2月から平成20年12月まで。

###### ロ ギャップ率の計算

(賃金指数の場合)

きまって支給する給与のギャップ率を、現金給与総額指数と所定内給与指数のギャップ修正にも適用する。

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成21年1月分きまって支給する給与新調査結果}}{\text{平成21年1月分きまって支給する給与旧調査結果}} \quad (\text{小数点以下第7位})$$

(労働時間の場合)

総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間のそれぞれにおいてギャップ率を計算し、それぞれの指数のギャップ修正に用いる。

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成21年1月分の新調査結果}}{\text{平成21年1月分の旧調査結果}} \quad (\text{小数点以下第7位})$$

###### ハ 指数の改訂

平成19年2月から平成20年12月までの指数を次の式に基づき改める。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \times \left\{ 1 + (G - 1) \times \frac{n}{24} \right\} \quad (\text{小数点以下第1位})$$

I' : 修正後指数

I : 修正前指数

n : 平成 19 年 2 月から平成 20 年当該月までの月数 (平成 19 年 2 月は n = 1、平成 20 年 12 月は n = 23) として、平成 19 年 2 月から n 番目の月の指数を修正する。

#### (実質賃金指数)

実質賃金指数については、次式に基づき改訂する。

$$R = \frac{W}{C} \times 100 \quad (\text{小数点以下第 1 位})$$

R : 修正後の実質賃金指数

W : ハの式に基づき修正した (名目) 賃金指数

C : 消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)

#### ニ 平均の指数

年平均の指数については、各月の指数をハの式に基づき改訂した後、当該期間で単純平均して算出する。

ただし、実質賃金指数の年平均は改訂後の (名目) 賃金指数と消費者物価指数のそれぞれについて年平均をとったものの比により得る。

#### (2) 増減率の改訂

平成 19 年 2 月分以降の前年同月増減率、平成 19 年平均以降等の前年増減率については、(1) のとおり修正した後、再計算したものに改める。

### 3 常用雇用指数のギャップ修正

#### (1) ギャップ修正

ギャップ修正の基本的な考え方は、賃金・労働時間指数と同様である。雇用指数は、毎月の常用労働者数を推計する際に使用しているベンチマークを新たに設定するときに指数の改訂を行う。

今回は、母集団となる平成 18 年事業所・企業統計調査の結果をベンチマークとするため、前回のベンチマークを設定した月の翌月の平成 16 年 2 月に遡って指数及び増減率の改訂を行う。

#### イ 修正期間

平成 16 年 2 月から平成 20 年 12 月までの 59 ヶ月間。

#### ロ ギャップ率の計算

$$G (\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成 21 年 1 月分新集計で使用する母集団労働者数}}{\text{平成 21 年 1 月分旧集計で使用する母集団労働者数}} \quad (\text{小数点以下第 1 位})$$

(注) 「母集団労働者数」については、5 を参照。

#### ハ 指数の修正

平成 16 年 2 月から平成 20 年 12 月までの指数を次の式に基づき修正する。

$$I' (\text{修正後指数}) = I \times \left\{ 1 + (G - 1) \times \frac{n}{60} \right\} \quad (\text{小数点以下第 1 位})$$

I' : 修正後指数

I : 修正前指数

n : 平成 16 年 2 月から当該月までの月数 (平成 16 年 2 月は n = 1、平成 20 年 12 月は n = 59) として、平成 16 年 2 月から n 番目の月の指数を修正する。

## ニ 年平均の指数

賃金及び労働時間指数と同様。

### (2) 増減率の改訂

平成 16 年 2 月分以降の前年同月増減率、平成 16 年平均以降等の前年増減率については、指数を(1)のとおり修正した後、再計算したものに改める。

### (3) 平成 17 年 = 100 にするための処理

(1)ハで修正した指数で平成 17 年平均を計算すると必ずしも 100 にはならない。このため、作成開始時からの全ての期間を下記により修正する。

$$I'' \text{ (調整後指数)} = I' \times \frac{\text{(平成 17 年の指数のある月数の和)} \times 100}{\text{平成 17 年各月の修正後指数 (1)ハの数値) の合計}$$

(小数点以下第 1 位)

I'' : 調整後指数

I' : 修正前指数

なお、この修正により増減率の改訂はしない。

## 4 常用雇用指数の基準数値の改訂

ギャップ修正した期間が平成 17 年 1 年間に係っているため、基準数値についても修正する必要がある。

ギャップ修正した処理後に次の式に基づき改訂する。

$$\text{新基準数値} = \text{旧基準数値} \times \frac{\text{平成 17 年各月の指数 (3 (1)ハ) の合計}}{\text{平成 17 年の指数のある月数の和} \times 100}$$

(整数)

## 5 集計に使用する母集団労働者数

(集計と母集団労働者数)

今回の抽出替えに当たっては、平成 18 年事業所・企業統計調査結果による常用雇用者数をベンチマークとして設定することとしているので、平成 21 年 1 月分の新・旧調査の集計においては次に述べる労働者数を使用する。

(旧集計に使用する母集団労働者数)

旧集計においては、例月分の処理と同様で、平成 20 年 12 月分調査による本月末推計労働者数を使用するものとする。

(新集計に使用する母集団労働者数)

新集計においては、次に述べる方法により算定した労働者数を使用するものとする。

### イ 補正比の算定

平成 18 年事業所・企業統計調査による産業、事業所規模母集団労働者数を用いて単位集計区分ごとに、

$$\text{補正比} = \frac{\text{平成 18 年事業所・企業統計調査による常用雇用者数}}{\text{毎勤の平成 18 年 10 月分の前調査期間末常用労働者数}}$$

を算定する(四捨五入により小数点以下第 6 位までとする)。

### ロ 母集団労働者数の算定

平成 20 年 12 月分の毎月勤労統計調査による男女別の本調査期間末常用労働者数に、イで算定した補正比を乗じ、それぞれの結果(小数点以下第 1 位を四捨五入して整数にした値)を合計したものを平成 20 年 12 月末母集団労働者数とする。